

西九州大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 西九州大学（以下「本学」という）は、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。

（名称及び所在地）

第1条の2 本学は西九州大学と称する。

2 本学は、次の所在地に設置する。

西九州大学

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学健康栄養学部

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学健康福祉学部

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学リハビリテーション学部

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学子ども学部

佐賀県佐賀市神園三丁目 18 番 15 号

西九州大学看護学部

佐賀県小城市小城町 176 番地 27

西九州大学デジタル社会共創学環

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9

（点検及び評価等）

第2条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 自己点検・評価の項目、結果の活用及び検証並びに体制については、別に定める。

（情報の提供）

第2条の2 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織・学生定員

（学部等、学科及び学生定員）

第3条 本学に健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部、看護学部及びデジタル社会共創学環を置く。

- 2 健康栄養学部健康栄養学科を置く。
- 3 健康福祉学部社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科を置く。
- 4 リハビリテーション学部リハビリテーション学科を置き、同学科に理学療法学専攻及び作業療法学専攻を置く。
- 5 子ども学部子ども学科及び心理カウンセリング学科を置く。
- 6 看護学部看護学科を置く。
- 7 デジタル社会共創学環は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 42 条の 3 の 2 に定める学部等連係課程実施基本組織として設置し、本学に設置するすべての学部の連係及び協力によって教育を実施するものとする。
- 8 第 1 項から前項までの学部、専攻及び学環の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部等	学科	専攻	入学定員	収容定員
健康栄養学部	健康栄養学科		110 名 【30 名】	440 名 【120 名】
健康福祉学部	社会福祉学科		70 名 【30 名】	280 名 【120 名】
	スポーツ健康福祉学科		50 名	200 名
	計		120 名	480 名
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40 名	160 名
		作業療法学専攻	30 名	120 名
	計		70 名	280 名
子ども学部	子ども学科		80 名	320 名
	心理カウンセリング学科		40 名	160 名
	計		120 名	480 名
看護学部	看護学科		90 名	360 名
デジタル社会共創学環			60 名	240 名
合計			510 名	2,040 名

（学部等の目的）

- 第 3 条の 2 健康栄養学部は、医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と、主体的に考える力を備え、すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人物を育成することを目的とする。
- 2 健康福祉学部は、人間の健康や福祉に関する諸科学を総合的に教育研究し、人類福祉と健康に寄与する人間性豊かな人物を育成することを目的とする。
 - 3 リハビリテーション学部は、保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育の充実と研究、実践の発展に寄与することを目標とし、深く人を理解し、高度な専門知識と技術を持って、チームの一員として地域住民や社会の多様なニーズに応えて、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。
 - 4 子ども学部は、子どもと子育てに関する専門的知識と技術の習得を基礎に、豊かな人間性と

実践力をもって、子どもの心身の成長と幸福に寄与する人材を育成することを目的とする。

- 5 看護学部は、看護学を基盤として保健・医療・福祉・教育などの生活支援専門職と連携・協働し、看護学の発展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。
- 6 デジタル社会共創学環は、リアル（現実）とバーチャル（仮想空間）とが交錯するデジタル未来社会において、個を理解し社会を的確に把握することができる能力を基盤にして、ITの進化に対応できる能力と一人ひとりを大切にするコミュニケーション能力を活用して新しい課題に挑戦し、その解決に向けた企画・提案を行うことができ、希望に満ちた夢のある地域社会を共に作り上げる人材を育成することを目的とする。

（学科の目的）

第3条の3 健康栄養学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

健康栄養学科は、健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を展開できる専門職を育成する。

- 2 健康福祉学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

社会福祉学科は、地域社会においてすべての人が、その人らしく豊かに生活できる社会の実現にむけて、社会および生活に関する諸科学を総合的に教育研究し、人間性豊かな社会福祉の専門職を養成する。

スポーツ健康福祉学科は、ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人を育成する。

- 3 リハビリテーション学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

リハビリテーション学科は、障害の予防と治療を目的とした理学療法、作業療法の基礎及び臨床応用の教育研究、また、地域特性を考慮した地域リハビリテーション重視の教育研究を行うことを目的とする。

- 4 子ども学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

子ども学科は、子どもに関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的かつ実践的な教育を行い、子どもへの科学的な理解と愛情を基礎に、豊かな人間性と高度な知識技能をもって、子どもの健全な発達を支援する教育・保育の専門職業人及び広範な領域で活躍する人材の育成を目的とする。

心理カウンセリング学科は、人間への深い愛情と心の理解に基づき、子どもと彼らを取り巻く人々への臨床心理学的支援が行える専門職業人及び地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

- 5 看護学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

看護学科は、人に対する思いやりを持ち、対象とする人々が、その人らしく地域で生きることを支えるために必要な倫理観、科学的根拠に裏付けされた専門知識と判断力を身につけ、関連職種と連携しながら看護実践ができる看護専門職を育成することを目的とする。

（大学院）

第3条の4 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第15条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

なお、在学年限は、8年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学により入学した者の本学の修業年限は、2年とする。

なお、在学年限は、4年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、転入学又は再入学により入学した者の本学の修業年限は、その学生が所属する学部等教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が定める。

なお、在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず教育上必要がある場合は、学部長会議の議を経て、学長が休業日を変更し又は臨時休業を定めることができる。

3 休業中でも必要に応じて講義、見学、実技、実験又は演習及びガイダンス等を課すことがある。

第4章 授業科目・履修方法及び単位認定

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目及び免許・資格等に係わる教育科目に分ける。

2 卒業に係わる授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 免許・資格等に係わる授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(授業期間)

第7条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究・演習、演習、実験、実習及び実技等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

(単位の基準)

第8条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業の方法に応じ、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、第 1 号、2 号及び前号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、演習等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(履修方法)

第 9 条 学生は、別表 1 に掲げる授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の規定による授業科目を履修する場合に、各学年において履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。
- 3 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(教育プログラム)

第 9 条の 2 本学は各学科、専攻及び学環の定める教育課程のほか、教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

- 2 前項により編成する教育課程として、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
- 3 教育プログラムによる必要な事項は、別に定める。

(資格等の取得)

第 10 条 栄養士の資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める単位を修得しなければならない。

- 2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める単位を修得しなければならない。
- 3 食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、食品衛生法及び同法施行令等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 11 条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士及び介護福祉士法等に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、精神保健福祉士法等に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士及び介護福祉士法、同法施行令及び同法施行規則等に定める介護福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

第 11 条の 2 理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、リハビリテーション学部リハビリテーション学科に在籍し、理学療法士及び作業療法士法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 11 条の 3 保育士の資格を得ようとする者は、子ども学部子ども学科に在籍し、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 11 条の 4 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、子ども学部心理カウンセリング学科に在籍し、公認心理師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の科目を修得しなければならない。

第 11 条の 5 看護師及び保健師の国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科に在籍し、保健師助産師看護師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。

(教員免許状)

第 12 条 教員免許状を得ようとするものは、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の健康栄養学部健康栄養学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

3 本学の健康福祉学部の各学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

4 本学の子ども学部子ども学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

5 本学の看護学部看護学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科又は領域
健康栄養学部	健康栄養学科	栄養教諭一種免許状	—
健康福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状	保健体育 保健体育 二
子ども学部	子ども学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	— —
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状	—

(授業の方法)

第 12 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定より、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ授業計画（シラバス）に明示するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 12 条の 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

（単位の認定及び成績の評価）

第 13 条 授業科目修了の認定は、次の各号に基づいて行う。

- （1）授業科目修了の認定は、試験による。ただし、実験・実習・実技等の科目にあつては、その実績・実技等をもってこれにかえ、あるいは勘考することがある。
- （2）出席時間数が開講時間数（社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 に掲げられている各科目については、同指定規則に定める時間数をいう。以下同じ。）の 3 分の 2 に満たない者は、単位認定のための試験を受けることができない。
 なお、試験以外の方法により単位を認定する場合も、出席時間数が開講時間数の 3 分の 2 に満たない者については、単位の認定を行わない。
- （3）前号の規定にかかわらず、介護実習については、出席時間数が開講時間数の 5 分の 4 に満たない者については、単位の認定を行わない。
- （4）第 2 号の規定にかかわらず、看護学部看護学科における臨地実習については、出席時間数が開講時間数の 5 分の 4 に満たない者については、単位の認定を行わない。
- （5）試験の成績評価方法については、授業計画（シラバス）に明示する。
- （6）試験の成績の評価表示は、100 点～90 点を S、89 点～80 点を A、79 点～70 点を B、69 点～60 点を C、59 点～0 点を D（不可）の 5 段階とし、S・A・B・C を合格、D（不可）を不合格とする。
- （7）試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
- （8）卒業論文及び卒業研究・演習については、各学科等で審査し、所定の単位を与える。
- （9）授業料を納付しない者は、試験を受けることができない。
- （10）その他学科目の履修等についての規定は、別に定める。

（他の学部等又は学科の授業科目の履修）

第 13 条の 2 学生は、他の学部等又は学科の授業科目の履修及びその単位を修得することができる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 14 条 学長は、教育上有益と認めるときは、第 30 条の 3 第 1 項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学及び大学コンソーシアム佐賀を含む。）との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した履修科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 14 条の 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 14 条の 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修し修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 14 条及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 5 章 卒業の認定及び学位の授与

(卒業の認定及び学位の授与)

第 15 条 本学に 4 年以上(編入学の場合は 2 年以上、転入学又は再入学の場合は第 4 条第 3 項で規定する修業年限以上)在学し、別表 1 に定める単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。

- 2 本学に 3 年以上在学し、別表 1 に定める単位数を優秀な成績で修得したと認められた者が、第 4 条第 1 項ただし書きに定める修業年限で卒業を希望した場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与することができる。
- 3 前 2 項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第 12 条の 2 第 2 項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60 単位を超えないものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の学位に、健康栄養学科卒業生には「健康栄養学」を、社会福祉学科卒業生には「社会福祉学」を、スポーツ健康福祉学科卒業生には「スポーツ健康福祉学」を、リハビリテーション学科理学療法学専攻卒業生には「理学療法学」を、リハビリテーション学科作業療法学専攻卒業生には「作業療法学」を、子ども学科卒業生には「子ども学」を、心理カウンセリング学科卒業生には「臨床心理学」を、看護学科卒業生には「看護学」を、デジタル社会共創学環卒業生には「デジタル社会共創学」を付記する。
- 5 卒業認定及び学位授与に関し必要な事項は、この学則の定めるもののほか、別に定める。

第 6 章 入学、編入学、転入学、再入学、休学、復学、転学、退学、転学部等・転学科、派遣、留学及び除籍

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第 17 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の出願）

第 18 条 入学志願者は、別に定める志願手続きにより所定の期日までに願い出なければならない。

（合格者の決定）

第 19 条 入学志願者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第 20 条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び施設設備費を納入しなければならない。

（入学の許可）

第 21 条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

（編入学）

第 22 条 編入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総時間数が 1700 時間以上であるものに限る。）を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（平成 22 年文部省令第 11 号）に定める従前の規定による高等学校又は専門学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 大学を卒業した者又は退学した者（大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者に限る。）
- (5) その他相当の年令に達し、本学において短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

（転入学）

第 23 条 他の大学に 1 年以上在学し、本学に転入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に、入学を許可することがある。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の承認書を提出しなければならない。

3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(再入学)

第 24 条 本学に 1 年以上在学し、退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後原則として 5 年以内に再入学を希望したときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(編入学等の場合の規定の準用等)

第 25 条 編入学、転入学及び再入学の場合には、第 16 条及び第 18 条から第 21 条までの規定を準用する。

2 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(休学)

第 26 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により引続き 3 か月以上欠席しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に休学願を提出しなければならない。

2 疾病による休学の場合は、前項の休学願に医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第 1 項の休学願が提出されたときは、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

4 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある者には、通算して 2 年以内での期間の延長を認めることがある。

(休学期間の取扱い)

第 27 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 28 条 休学している者が復学を希望したときは、学長は、教授会の議を経て、復学させることができる。

(転学)

第 29 条 他の大学に転学を希望する者があるときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することがある。

(退学)

第 30 条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に退学願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、教授会の議を経て、退学を許可することができる。

(転学部等及び転学科)

第 30 条の 2 転学部等又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部等の教授会の議を経

て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転学部等を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部等の教授会の議を経て、学長が認定する。

3 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部等の教授会の議を経て、学長が認定する。

(派遣及び留学)

第 30 条の 3 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることがある。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関する規定は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(除籍)

第 30 条の 4 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 4 条第 1 項から第 3 項までに定める期間在学して卒業できない者

(2) 正当な理由がなく授業料を滞納した者

(3) 病気その他で修業の見込みがない者

第 7 章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の納付金

(入学検定料)

第 31 条 入学志願者は、入学検定料として 30,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学金)

第 32 条 入学を許可された者は、入学金として次の表に定める額を所定の期日までに納入しなければならない。

(単位 円)

区 分	入学金
健康栄養学部健康栄養学科	200,000
健康福祉学部社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科	200,000
リハビリテーション学部リハビリテーション学科	200,000
子ども学部子ども学科及び心理カウンセリング学科	200,000
看護学部看護学科	200,000
デジタル社会共創学環	200,000

(授業料)

第 33 条 授業料の額は、次の表のとおりとする。

(年額：単位 円)

区 分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
健康栄養学部	650,000	660,000	670,000	680,000

健康栄養学科				
健康福祉学部 社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科	650,000	660,000	670,000	680,000
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	850,000	860,000	870,000	880,000
子ども学部 子ども学科及び心理カウンセリング学科	650,000	660,000	670,000	680,000
看護学部 看護学科	900,000	910,000	920,000	930,000
デジタル社会共創学環	650,000	660,000	670,000	680,000

2 前項の授業料は、前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、学長の承認を得て、さらに分納することができる。

(教育充実費及び施設設備費)

第34条 教育充実費及び施設設備費の額は、次の表のとおりとし、所定の期日までに納入するものとする。

(年額：単位 円)

費 目		教育充実費	施設設備費
学部等・学科			
健康栄養学部	健康栄養学科	290,000	100,000
健康福祉学部	社会福祉学科	170,000	100,000
	スポーツ健康福祉学科	170,000	100,000
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	380,000	100,000
子ども学部	子ども学科	170,000	100,000
	心理カウンセリング学科	170,000	100,000
看護学部	看護学科	380,000	100,000
デジタル社会共創学環		170,000	100,000

(編入学、転入学、及び再入学の場合の納付金)

第35条 編入学、転入学又は再入学を志願する者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 編入学又は転入学を許可された者は、入学金として200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

3 編入学、転入学又は再入学する者の授業料、教育充実費及び施設設備費は、その者の属する年次の在学者の授業料、教育充実費及び施設設備費の額と同額とする。

4 前項の規定にかかわらず、後学期に転入学又は再入学する者は授業料、教育充実費及び施設設備費は、その者の属する年次の在学者が当該年度に納入すべき授業料、教育充実費及び施設設備費の額は半額とする。

5 前2項の授業料については、第33条第2項の規定を準用する。

(休学の場合の授業料等)

第35条の2 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、教育充実費及

び施設設備費を免除する。

(既納の納付金の取扱)

第 36 条 既納の入学金、授業料、教育充実費及び施設設備費は、原則として返還しない。

2 前項の規定による既納の納付金の取扱いは、別に定める。

第 37 条 削除

第 38 条 削除

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 39 条 学業人格共に優秀な者及び特別優秀な研究、努力を認めた者はこれを賞する。

(懲戒)

第 40 条 本学の学則及びその他の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当するものは、退学とする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第 41 条 削除

第 9 章 教職員組織

(教職員組織及び教職員の職務)

第 42 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 教職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところを準用する。

第 10 章 教授会及び学部長会議

(教授会)

第 43 条 本学各学部等に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成及び履修方法に関する事項

(4) 学部長及び学環長の選考に関する事項

- (5) 教員の選考に係る資格審査に関する事項
- (6) 学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (7) 学生の表彰、懲戒に関する事項
- (8) その他、学長、学部長及び学環長が諮問した事項

3の2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長、学部長及び学環長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の休学、復学、転学、退学、転学部等・転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項
- (2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- (3) 学生の単位修得に関する事項
- (4) 学生の修学等に必要な助言・指導その他支援に関する事項
- (5) その他、学部等の教育・研究に関する事項

4 前各項に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（学部長会議）

第44条 本学に学部長会議を置く。

2 学部長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長及び学環長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長

3 学部長会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の将来構想、将来計画（中期計画及び年度計画を含む。）に関する事項
- (2) 学則、大学院学則、その他教育研究に係る本学諸規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育研究の組織・体制に関する基本的事項（教育課程の編成に関する方針に係る事項を含む。）
- (4) 教育研究環境の整備に関する基本的事項（学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言・指導その他援助に関する事項、並びに学生の入学、卒業又は課程の修了、その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を含む。）
- (5) 教員の人事に関する方針に係る事項
- (6) 教育及び研究について、自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) 学部等・大学院間の連絡調整に関する事項
- (8) 学部等教授会及び大学院研究科委員会の議長から上申された案件に関する事項
- (9) 学長が諮問した事項
- (10) その他、本学学部等及び大学院の運営に関する事項

4 前各項に定めるもののほか、学部長会議の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

（大学の運営に関する審議・決定）

第44条の2 前条第3項に掲げる審議事項については、学部長会議の議を経て、学長が決定するものとする。

第45条 削除

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生等の入学許可の制約)

第 46 条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、正規課程の学生の学習上妨げのない場合に限り入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 47 条 学長は、本学に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 48 条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、大学に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(研究生)

第 49 条 学長は、本学において特定の事項について研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 50 条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、外国の大学等との交流協定に基づき派遣される学生があるときは、教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することができる。

3 前項の交換留学生に係る授業科目及び単位数は、第 7 条に規定する授業科目のとおりとする。

(科目等履修生等についての規程等への委任)

第 51 条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第 12 章 図書館

(図書館)

第 52 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、学長が学部長会議の議を経て、別に定める。

第 13 章 厚生保健施設

(学生寮)

第 53 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第 54 条 削除

(保健管理センター)

第 55 条 本学内に保健管理センターを設け、職員及び学生の保健衛生を管理するとともに、学生の精神衛生の指導を行う。

第 14 章 教育・研究施設

(教育・研究施設)

第 56 条 本学に次の教育・研究施設を置く。

(1) 生活支援科学研究センター

2 教育・研究施設に関する事項は、別に定める。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 公開講座に関しては、その都度定める。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行し、昭和 56 年以降の入学生に適用する。ただし第 7 条・第 8 条及び第 11 条は、昭和 56 年度第 3・第 4 次生にも併せて適用し、第 23 条については、在学生全員に適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から平成 5 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入 学 定 員
家政学部	
食物栄養学科	
食物栄養学専攻	20 名
管理栄養士専攻	50 名
社会福祉学科	100 名
計	170 名

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行し、昭和 63 年度以降の入学生に適用する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度以降の入学生に適用する。なお、平成元年度以前の入学生に対しては、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 4 年度入学生より適用する。ただし、平成 3 年度以前の入学生については、第 9 条の改正にかかわらず、なお従前の規定によるものとする。
- 2 第 15 条の改正規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	入 学 定 員	
	平成 4 年度～平成 5 年度	平成 6 年度～平成 11 年度
家政学部		
食物栄養学科		
食物栄養学専攻	20 名	20 名
管理栄養士専攻	50 名	50 名
社会福祉学科	120 名	100 名
計	190 名	170 名

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度入学生より適用する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、平成 6 年度から平成 11 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入 学 定 員
家政学部	
食物栄養学科	
食物栄養学専攻	20 名
管理栄養士専攻	50 名
社会福祉学科	120 名
計	190 名

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条・第 33 条及び第 34 条は、平成 7 年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目の履修、授業料、実験実習演習料及びその他の納付金の額は、この学則による改正後の学則第 9 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目については、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 9 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目の履修単位数、授業料及び教育充実費の額は、この学則による改正後の学則第 9 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則による改正後の学則第 22 条及び第 31 条の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 在学者及び平成 10 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項に定める者が、改正後の学則第 7 条に規定する別表 1、別表 2 及び別表 5 の授業科目及び単位数を履修し修得したときは、別に定めるところにより、この学則による改正前の学則第 7 条の規定による授業科目及び単位数として履修し修得したものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条（入学検定料）の規定は、平

成 10 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 平成 11 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 5 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日に家政学部食物栄養学科に置かれている専攻は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者（以下この項において「専攻在学者」という。）及び平成 12 年 4 月 1 日以降において専攻在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 12 年度から平成 14 年度までの家政学部の収容定員は、改正後の学則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
家政学部	食物栄養学科	300 名	320 名	340 名
	社会福祉学科	(120 名) 420 名	(80 名) 480 名	(40 名) 540 名

備考：（ ）外数は、臨時的定員に係る収容定員を示す。

- 4 平成 12 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 12 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者（以下「編入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、改正後の学則第 7 条に規定する別表 1 から別表 6 まで及び第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 在学者及び編入学者等に係る第 10 条第 2 項、同条第 3 項及び第 12 条第 2 項の規定の適用については、改正後の学則第 10 条第 2 項、同条第 3 項及び第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 在学者に係る授業料及び施設設備費の額は、改正後の学則第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 18 日）

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 12 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 4 から別表 6 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に置かれている家政学部食物栄養学科及び同学部社会福祉学科は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該学部各学科に在学する者（以下この項において「家政学部各学科在学者」という。）および平成 13 年 4 月 1 日以降において家政学部各学科在学者の属する年次に編入学又は再入学する者が、当該学部各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成13年度から平成15年度までの本学の収容定員は、改正後の学則第3条第2項及び西九州大学学則の一部を改正する学則（平成11年5月15日制定）附則第3項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分		平成13年度	平成14年度	平成15年度
家政学部	食物栄養学科	230名	160名	90名
	社会福祉学科	(80名) 340名	(40名) 260名	160名
健康福祉学部	健康栄養学科	130名	260名	390名
	社会福祉学科	140名	280名	440名

備考：（ ）外数は、臨時的定員に係る収容定員を示す。

- 4 平成13年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者（以下「編入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、改正後の学則第7条に規定する別表1から別表7まで及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 在学者及び編入学者等に係る栄養士の資格、管理栄養士国家試験の一部免除、食品衛生監視員の任用資格、食品衛生管理者の任用資格、衛生検査技師の資格、社会教育主事の資格及び教員免許状の取得については、改正後の学則第10条、第11条、第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 在学者に係る授業料の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月17日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第7条に規定する別表1から別表7までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月19日）

この学則は、平成13年5月19日から施行する。

附 則（平成13年9月1日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成14年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者で平成17年3月31日までに管理栄養士国家試験を受験する者に係る管理栄養士国家試験の一部免除については、この学則による改定後の学則（以下「改正後の学則」という。）第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 在学者に係る授業料、実験実習演習料、教育充実費及び施設設備費の額は、改正後の学則第33条及び第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月15日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 平成 14 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 14 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 1 から別表 8 及び第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 12 月 14 日）

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条第 2 項の規定は、平成 14 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 平成 13 年度以前の入学生及び平成 13 年度以前の入学生の属する年次に編入学、転入学又は再入学した者又はする者については、第 35 条第 3 項、同条第 4 項、第 35 条の 2、第 35 条第 1 項、同条第 3 項及び同条第 4 項中「教育充実費」とあるのは「教育充実費及び実験実習演習料」と読み替えるものとする。

附 則（平成 15 年 12 月 23 日）

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 16 年 3 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）別表 8 の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 14 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学、又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則別表 8 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 16 年 9 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 3 及び別表 5 から別表 7 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 16 年 11 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 17 年 5 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 5 月 21 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 18 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日以降に入学した者については、別表 10「衛生検査技師免許に係わる授業科目及び単位数」は適用しない。

附 則（平成 18 年 12 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度から平成 21 年度までのリハビリテーション学部の収容定員は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
リハビリ テーション 学部	理学療法学専攻	40 名	80 名	120 名
	作業療法学専攻	40 名	80 名	120 名
計		80 名	160 名	240 名

- 3 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 19 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 並びに同条第 3 項に規定する別表 8 並びに学則第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 2 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 並びに同上第 3 項に規定する別表 8 並びに学則第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 3 月 22 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの収容定員は、この学則による改正後の学則第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康福祉学部	社会福祉学科	580 名	560 名	540 名
子ども学部	子ども学科	80 名	160 名	250 名

附 則（平成 20 年 12 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以降に

において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。

- 3 前項の者のうち健康福祉学部社会福祉学科の転入学者等が社会福祉士の受験資格を得ようとする場合は、改正後の規定により履修しなければならない。

附 則（平成 21 年 3 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の者のうち健康福祉学部社会福祉学科の転入学者等が社会福祉士の受験資格を得ようとする場合は、改正後の規定により履修しなければならない。

附 則（平成 21 年 8 月 29 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 平成 22 年 3 月 31 日に在学する在学者の施設設備費の額は、この学則による改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 22 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 5、別表 7、別表 8、別表 9、別表 10 並びに別表 13 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 8 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の学則第 13 条の 2 に規定する他の学部又は学科の授業科目の履修については、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 及び別表 5 並びに同条第 3 項に規定する別表 9、別表 10、別表 12、別表 13、別表 14 の 1 及び別表 14 の 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 12 月 18 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 並びに同条第 3 項に規定する別表 6 の 1、別表 6 の 2、別表 8、別表 9、別表 10 及び別表 11 に

かわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 23 年 3 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 23 年 10 月 24 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 3 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1、別表 2 並びに同条第 3 項に規定する別表 11 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 8 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 5、別表 12、別表 13、別表 14 の 1 及び別表 14 の 2 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 12 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の規定は、平成 24 年 12 月 15 日（理事会承認日）から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 1、別表 2、別表 5 及び別表 13 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 5 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度から平成 28 年度までの収容定員は、この学則による改正後の学則第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健康栄養学部	健康栄養学科	120 名	240 名	360 名
健康福祉学部	健康栄養学科	390 名	260 名	130 名
	社会福祉学科	480 名	440 名	390 名
	スポーツ健康福祉学科	50 名	100 名	150 名
	計	920 名	800 名	670 名
子ども学部	子ども学科	340 名	340 名	340 名
	心理カウンセリング学科	40 名	80 名	120 名
	計	380 名	420 名	460 名

- 3 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 1、別表 2、別表 4、別表 5、別表 6、別表 8、別表 9、別表 10 及び別表 11 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 19 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 8 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 6、別表 14、別表 15、別表 16 の 1、別表 16 の 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 14 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 3 項に規定する別表 14、別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 26 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科

目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年2月16日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6、別表7及び別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年3月14日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月22日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表4、別表5及び第9条第3項にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年10月19日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表1、別表2、別表4、別表5及び別表6並びに第50条第3項に規定する別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年2月15日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年3月4日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第7条第3項に規定する別表14及び別表15については、平成26年4月1日以降入学する者に適用する。

附 則（平成28年12月18日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度から平成32年度までの看護学部 of 収容定員は、この学則による改正後の学則第3条第7項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
看護学部	看護学科	90名	180名	270名

- 3 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則によ

る改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7並びに第50条第3項に規定する別表21にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 4 この学則による改正後の第43条第3項の規定は、この附則の第1項の規定にかかわらず、平成28年12月18日から適用する。

附 則（平成29年1月16日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月17日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7並びに第50条第3項に規定する別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月5日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表18にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月17日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月18日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年9月10日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成31年2月18日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生（以下、「転入学等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修

単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表6及び別表14にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項、附則（平成30年8月18日議決）第2項及び附則（平成30年9月10日議決）第2項の規定にかかわらず、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附 則（令和元年8月17日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に令和2年度1年次への入学手続きをする者についても、この学則による改正後の学則（以下、「改正後の学則」という。）第34条を適用する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表2、別表4、別表5、別表7及び学則第9条第3項にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等に係る成績の評価については、改正後の学則第13条第1項第6号にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 在学者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者に係る教育充実費及び施設設備費については、改正後の学則第34条にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和2年8月22日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第44条第3項第5号の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表2、別表3、別表6、別表10、別表13、別表16の1及び別表16の2にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項の規定にかかわらず、教育職員免許法、同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。
- 4 在学者及び転入学者等が保育士の資格を得ようとする場合、第2項の規定にかかわらず、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附 則（令和2年12月19日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表1、別表2、別表3、別表6及び別表7並びに第9条第1項、第2項及び第4項にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年3月14日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者に係る授業料及び教育充実費については、改正後の学則第33条及び第34条にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年8月21日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表1から別表8及び別表17並びに第9条第1項から第5項にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和4年1月17日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表3、別表6、別表9から別表12、別表14及び別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項、附則（令和3年8月21日議決）第2項の規定にかかわらず、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附 則（令和4年3月12日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、改正後の学則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年3月6日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表2、別表3、別表9から別表12及び別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年5月20日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度から令和8年度までのデジタル社会共創学環に係る収容定員は、この学則による改正後の学則第3条第8項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康栄養学部	健康栄養学科	480名 【30名】	480名 【60名】	480名 【90名】
健康福祉学部	社会福祉学科	340名 【30名】	340名 【60名】	340名 【90名】

デジタル社会共創学環	60 名	120 名	180 名
デジタル社会共創学環の入学定員及び収容定員は、健康栄養学部健康栄養学科及び健康福祉学部社会福祉学科の定員の内数とし、【 】は各学科におけるデジタル社会共創学環に係る内数を表す。			

- 3 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年8月26日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年12月11日）

- 1 この学則は、令和5年12月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表1から別表8にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和6年3月16日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項に規定する別表1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 年 月 日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度から令和9年度までの健康栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科作業療法学専攻及び子ども学科に係る収容定員は、この学則による改正後の学則第3条第8項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度
健康栄養学部	健康栄養学科		470 名 【60 名】	460 名 【90 名】	450 名 【120 名】
健康福祉学部	社会福祉学科		320 名 【60 名】	300 名 【90 名】	290 名 【120 名】
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	作業療法学専攻	150 名	140 名	130 名
子ども学部	子ども学科		330 名	320 名	320 名
デジタル社会共創学環の入学定員及び収容定員は、健康栄養学部健康栄養学科及び健康福祉学部社会福祉学科の定員の内数とし、【 】は各学科におけるデジタル社会共創学環に係る内数を表す。					

3 令和7年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表 1-1 健康栄養学科の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通教育科目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門		2	(卒業要件) 22 単位以上 (必修 9 単位、選択科目から 13 単位以上) 修得
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※ 高大接続科目は、高校生対象科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語によるコミュニケーション理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※ 日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues (世界事情)		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習		1	
計			9	66	

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	○☆◇公衆衛生学Ⅰ	2		(卒業要件) 102 単位以上 (必修 38 単位、選択科目から 64 単位以上) 修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 (凡例) ○科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。 ☆科目は、管理栄養士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。なお、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、何れか 1 単位修得すること。 ◇科目は、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格取得に係る科目を示す。なお、自由選択科目より「化学」2 単位及び「食品衛生学実験」1 単位を修得すること。
				○☆◇公衆衛生学Ⅱ		2	
				☆◇公衆衛生学Ⅲ		2	
				○☆◇公衆衛生学実習		1	
			人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	○☆◇解剖生理学	2		
				○☆◇解剖生理学実習		1	
				☆ 生理学のための基礎薬理学		2	
				○☆◇生化学	2		
				○☆◇生化学実験		1	
				☆◇病態生化学		2	
				○☆◇疾病論Ⅰ	2		
				☆◇疾病論Ⅱ		2	
				○☆◇栄養内科学	2		
				☆ 基礎臨床実習		1	
			食べ物と健康	○☆◇食品学	2		
				○☆◇食品学実験		1	
				○☆◇食品加工学		2	
				○☆◇食品衛生学		2	
				☆ 調理学	2		
				○☆ 調理実習Ⅰ		1	
				○☆ 調理実習Ⅱ		1	
				☆ 調理実習Ⅲ		1	
				☆ 食事設計実習		1	
				☆ 調理教育学実習		1	
		専 門 分 野	栄養学 基礎	○☆◇基礎栄養学	2		
				○☆◇基礎栄養学実験		1	
			応用栄養学	○☆◇ライフステージ別栄養学	2		
				☆ 食事摂取基準概論		2	
				☆ 栄養マネジメント概論		2	
				○☆ 応用栄養学実習		1	

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	専 門 分 野	栄養教育論	○☆ 栄養教育概論	2		(卒業要件) 102 単位以上 (必修 38 単位、選択科目から 64 単位以上) 修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 (凡例) ○科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。 ☆科目は、管理栄養士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。なお、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、何れか 1 単位修得すること。 ◇科目は、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格取得に係る科目を示す。なお、自由選択科目より「化学」2 単位及び「食品衛生学実験」1 単位を修得すること。
				○☆ 栄養教育論Ⅰ	2		
				☆ 栄養教育論Ⅱ		2	
				○☆ 栄養教育論実習Ⅰ		1	
				○☆ 栄養教育論実習Ⅱ		1	
			臨床栄養学	○☆◇臨床栄養学概論	2		
				☆ 臨床栄養学		2	
				○☆ 臨床栄養学実習		1	
				○☆ 栄養療法論	2		
				○☆ 栄養療法論実習		1	
				☆ 臨床栄養管理学		2	
			公衆栄養学	○☆◇公衆栄養学Ⅰ	2		
				☆ 公衆栄養学Ⅱ		2	
				☆ 公衆栄養学実習		1	
			給食経営管理論	○☆ 給食計画論	2		
				○☆ 給食経営管理論		2	
				○☆ 給食経営管理実習		1	
			総合演習	栄養総合演習Ⅰ		1	
				☆ 栄養総合演習Ⅱ		1	
				☆ 栄養総合演習Ⅲ		1	
			臨地実習	○☆ 臨地実習Ⅰ (給食管理)		1	
				☆ 臨地実習Ⅱ (臨床栄養)		2	
				☆ 臨地実習Ⅲ (公衆栄養)		1	
				☆ 臨地実習Ⅳ (臨床栄養)		1	
		実践力養成		健栄ゼミ (基礎 1)	1		「卒業演習」または「卒業研究」のどちらか 2 単位を修得すること。
				健栄ゼミ (基礎 2)	1		
				健栄ゼミ (展開)	1		
				キャリアアップ演習Ⅰ	1		
				キャリアアップ演習Ⅱ	1		
		卒業研究		卒業研究ゼミナールⅠ	1		
				卒業研究ゼミナールⅡ	2		
				卒業演習		2	
				卒業研究		2	

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専	学	自		◇化学		2	(卒業要件) 102 単位以上 (必修 38 単位、選択科目から 64 単位以上) 修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 (凡例) ◇科目は、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格取得に係る科目を示す。なお、自由選択科目より「化学」2 単位及び「食品衛生学実験」1 単位を修得すること。
門	科	由	選	◇食品衛生学実験		1	
				福祉栄養学		2	
				福祉栄養学実習		1	
教	専	選	択	運動指導論		2	
				健康栄養学演習		1	
				食品機能学		2	
育	門	択	科	微生物学		2	
				スポーツ栄養学		2	
科	科	科	目	食品の創製ゼミナール		1	
				地域の食産業		2	
				栄養教諭論		2	
目	目	目		学校食育指導論		2	
計					38	80	
合 計					47	146	(卒業要件) 124 単位以上 (必修 47 単位、選択科目から 77 単位以上) 修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 1-2 社会福祉学科の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共 通 教 育 科 目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		(卒業要件) 18 単位以上 (必修 10 単位、選択科目から 8 単位以上) 修得 (凡例) ○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。
		あすなろうⅡ応用 (地域課題)		2	
		あすなろうⅢ地域協働 (インターンシップ)		2	
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門		2	
		現代社会と倫理		2	
		○人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目は、高校生対象科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues (世界事情)		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンス の理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習	1		
計			10	69	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学部基幹科目		健康福祉概論	2		(卒業要件) 106 単位以上（必修 14 単 位、選択科目から 92 単位 以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位 までは他学部他学科の専 門教育科目を修得するこ とができる。 (凡例) ☆印科目は、社会福祉士 国家試験の受験資格取得 に係る科目を示す。 ◇印科目は、精神保健福 祉士国家試験の受験資格 取得に係る科目を示す。 ○印科目は、介護福祉士 国家試験の受験資格取得 に係る科目を示す。
	学科基幹科目		☆◇○社会福祉原論Ⅰ ☆◇ 社会福祉原論Ⅱ	2 2		
	ゼミナール	発展ゼミナールⅠ 発展ゼミナールⅡ 発展ゼミナールⅢ（含卒業研究）	2 2 4			
		人と社会	☆◇○人体の構造と機能及び疾病Ⅰ ☆◇○人体の構造と機能及び疾病Ⅱ ☆◇○心理学Ⅰ ☆◇○心理学Ⅱ ○生涯発達心理学 ☆◇ 社会学と社会システム ☆◇ 社会調査の基礎	 2 2 2 2 2 2 2		
			地域福祉	☆◇ 地域福祉論Ⅰ ☆◇ 地域福祉論Ⅱ ☆ ○福祉サービスの組織と経営	 2 2 2	
	福 祉 サービス に関する 知 識			☆◇○社会保障論Ⅰ ☆◇ 社会保障論Ⅱ ☆ ○高齢者福祉論 ☆ ○介護論 ☆◇○障害者福祉論 ☆ 児童・家庭福祉論 ☆ 公的扶助論 ☆ ○保健医療論 ☆◇○権利擁護を支える法制度 ☆◇ 更生保護制度 ☆◇ 司法福祉論	 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1	
				ソーシャルワーク の理論と方法	☆◇ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ ☆◇ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ ☆◇○ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ☆◇ ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ ☆ ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ ☆ ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ ☆◇ ソーシャルワーク演習Ⅰ ☆◇○ソーシャルワーク演習Ⅱ ☆◇○ソーシャルワーク演習Ⅲ ☆◇ ソーシャルワーク演習Ⅳ ☆◇ ソーシャルワーク演習Ⅴ ☆ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ☆ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ☆ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ ☆◇ ソーシャルワーク実習Ⅰ ☆ ソーシャルワーク実習Ⅱ	

（卒業要件）
106 単位以上（必修 14 単
位、選択科目から 92 単位
以上）修得

（履修方法）
選択科目のうち、10 単位
までは他学部他学科の専
門教育科目を修得するこ
とができる。

（凡例）
☆印科目は、社会福祉士
国家試験の受験資格取得
に係る科目を示す。

◇印科目は、精神保健福
祉士国家試験の受験資格
取得に係る科目を示す。

○印科目は、介護福祉士
国家試験の受験資格取得
に係る科目を示す。

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	精神保健 福 祉	◇ 精神疾患とその治療Ⅰ		2	(卒業要件) 106 単位以上（必修 14 単 位、選択科目から 92 単位 以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位ま では他学部他学科の専門教 育科目を修得することがで きる。 (凡例) ☆印科目は、社会福祉士国 家試験の受験資格取得に係 る科目を示す。 ◇印科目は、精神保健福祉 士国家試験の受験資格取得 に係る科目を示す。 ○印科目は、介護福祉士国 家試験の受験資格取得に係 る科目を示す。
			◇ 精神疾患とその治療Ⅱ		2	
			◇ 精神保健学Ⅰ		2	
			◇ 精神保健学Ⅱ		2	
			◇ 精神保健福祉の原理Ⅰ		2	
			◇ 精神保健福祉の原理Ⅱ		2	
			◇ ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	
			◇ ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	
			◇ 精神障害リハビリテーション論		2	
			◇ 精神保健福祉制度論		2	
			◇ 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ		1	
			◇ 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ		1	
			◇ 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅲ		1	
			◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		2	
			◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		2	
			◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		2	
			◇ 精神保健福祉援助実習Ⅰ		3	
			◇ 精神保健福祉援助実習Ⅱ		2	
		介護の対象 の 理 解	○認知症の理解Ⅰ		2	
			○認知症の理解Ⅱ		2	
			○こころとからだのしくみ		2	
			○障害の理解		2	
		介護の基本	○介護概論Ⅰ		2	
			○介護概論Ⅱ		2	
			○自立支援論		2	
			○介護サービス利用者論		2	
			○介護サービス論Ⅰ		2	
			○介護サービス論Ⅱ		2	
		生活支援 技 術	○生活支援技術入門		1	
			○生活環境支援技術		1	
			○基礎生活支援技術Ⅰ		1	
			○基礎生活支援技術Ⅱ		1	
			○応用生活支援技術Ⅰ（高齢者）		1	
			○応用生活支援技術Ⅱ（障害者）		1	
			○応用生活支援技術Ⅲ（医療ニーズ）		1	
			○応用生活支援技術Ⅳ（認知症）		1	
			○応用生活支援技術Ⅴ（ターミナル期）		1	
			○家事生活支援技術		1	
		介護の過程	○介護過程入門		1	
			○介護過程演習Ⅰ		1	
			○介護過程演習Ⅱ		1	
			○介護過程演習Ⅲ		1	
			○ケアマネジメント演習		1	
		介護演習 ・ 実 習	○介護総合演習Ⅰ		1	
			○介護総合演習Ⅱ		1	
			○介護総合演習Ⅲ		1	
			○介護総合演習Ⅳ		1	
			○介護実習Ⅰ		2	
			○介護実習Ⅱ		2	
			○介護実習Ⅲ		1	
			○介護実習Ⅳ		2	
			○介護実習Ⅴ		3	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	医療的ケア	○医療的ケアⅠ		2	(卒業要件) 106 単位以上（必修 14 単位、選択科目から 92 単位以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 (凡例) ☆印科目は、社会福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。 ◇印科目は、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。 ○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。
			○医療的ケアⅡ		2	
			○医療的ケア演習		1	
		教育と福祉に関わる科目	教育基礎論		2	
			教育心理学		2	
			教育制度論		2	
			教育課程・制度論		1	
			福祉科教育法Ⅰ		2	
			福祉科教育法Ⅱ		2	
			ファミリーソーシャルワーク		2	
			スクールソーシャルワーク論		2	
			スクールソーシャルワーク演習		1	
	スクールソーシャルワーク実習指導			1		
	スクールソーシャルワーク実習		2			
	グローバルに関わる科目	地域社会組織論		2		
		地域再生・創生論		2		
		社会福祉外書講読		2		
		健康福祉海外演習		1		
		健康福祉海外実習		2		
		福祉に関わる方策	健康管理学		2	
	レクリエーション支援論			2		
	レクリエーション支援演習			2		
	高齢者の健康と運動			2		
	リハビリテーション論			2		
アダプテッド・スポーツ論			2			
ユニバーサルデザイン概論			2			
人権論			2			
死生学			2			
介護技術			1			
社会政策			2			
社会問題			2			
社会福祉特講Ⅰ		2				
社会福祉特講Ⅱ		2				
公衆衛生学		2				
救急処置		2				
家政学概論		2				
健康栄養学概論		2				
計				14	236	
合 計				24	305	(卒業要件) 124 単位以上（必修 24 単位、選択科目から 100 単位以上）修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 1-3 (案) スポーツ健康福祉学科の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共 通 教 育 科 目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門		2	(卒業要件) 18 単位以上 (必修 10 単位、選択科目から 8 単位以上) 修得
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目 は、高校生対象 科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本語 中級及び日本語上 級は、留学生対象科 目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues (世界事情)		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの 理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習	1		
計			10	65	

学 科 目			授 業 科 目		単位数		備 考	
					必修	選択		
専 門 教 育 科 目	学部基幹科目		健康福祉概論		2		(卒業要件) 106 単位以上（必修 16 単位、選択科目から 90 単位以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位 までは他学部他学科の専 門教育科目を修得するこ とができる。 ただし、「社会福祉に関す る科目群」及び「健康ス ポーツに関する科目群」 からそれぞれ 10 単位以 上修得すること。	
	学科基幹科目		地域スポーツ支援論		2			
			スポーツ文化論		2			
		ゼミナール		スポーツ健康福祉学演習Ⅰ		4		
				スポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）		6		
		人・社会・生活	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ			2		
			人体の構造と機能及び疾病Ⅱ			2		
			心理学Ⅰ			2		
			心理学Ⅱ			2		
			生涯発達心理学			2		
			社会学と社会システム			2		
			社会調査の基礎			2		
		地域福祉	地域福祉論Ⅰ			2		
			地域福祉論Ⅱ			2		
			福祉サービスの組織と経営			2		
		社会福祉に関する科目	社会福祉原論Ⅰ			2		
			社会福祉原論Ⅱ			2		
			社会保障論Ⅰ			2		
			社会保障論Ⅱ			2		
			高齢者福祉論			2		
			介護論			2		
			障害者福祉論			2		
			障害の理解			2		
児童・家庭福祉論				2				
公的扶助論				2				
保健医療論				2				
権利擁護を支える法制度				2				
更生保護制度				1				
司法福祉論				1				
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ			2			
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ			2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ			2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ			2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ			2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ			2			
	福祉に関わる方策	人権論			2			
		死生学			2			
		社会政策			2			
		社会問題			2			
	グローバルに関わる科目	地域社会組織論			2			
		地域再生・創生論			2			
	支援	ユニバーサルデザイン概論			2			
		ユニバーサルデザイン各論			2			

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	健 康 ス ポ ー ツ に 関 す る 科 目	基礎科目	運動学（運動方法学を含む）		2	
				生理学（運動生理学を含む）		2	
				運動生理学演習		2	
				機能解剖学		2	
				バイオメカニクス		2	
				コーチング学		2	
				スポーツ心理学		2	
				メンタルマネジメント		2	
				スポーツ社会学		2	
				スポーツマネジメント論		2	
				スポーツ行政学		2	
				スポーツ栄養学		2	
				生涯スポーツ論		2	
				健康管理学		2	
				衛生学（公衆衛生学を含む）		2	
				スポーツ医学		2	
				トレーニング論		2	
				トレーニング演習		2	
				トレーニング学特講		2	
				コンディショニング演習		2	
				救急処置（学校安全を含む）		2	
				精神保健学Ⅰ		2	
				精神保健学Ⅱ		2	
				学校保健		2	小児保健を含む
				運動・スポーツ指導法演習		2	
				スポーツ統計学		2	
			運動方法 関連科目	運動方法学演習1（体づくり）		1	（卒業要件） 106 単位以上（必修 16 単 位、選択科目から 90 単 位以上）修得 （履修方法） 選択科目のうち、10 単位 までは他学部他学科の専 門教育科目を修得するこ とができる。 ただし、「社会福祉に関す る科目群」及び「健康スポ ーツに関する科目群」か らそれぞれ 10 単位以上修 得すること。
				運動方法学演習2（器械運動）		1	
				運動方法学演習3（陸上）		1	
				運動方法学演習4（水泳）		1	
				運動方法学演習5（バスケットボール）		1	
				運動方法学演習6（サッカー）		1	
				運動方法学演習7（柔道）		1	
				運動方法学演習8（剣道）		1	
				運動方法学演習9（ダンス）		1	
				運動方法学演習10（健康体力づくり）		1	
				運動方法学演習11（アダプテッド・スポーツ）		1	
				運動方法学演習12（キャンプ）		1	
				運動方法学演習13（スキー）		1	
				運動方法学演習14（バレーボール）		1	
				運動方法学演習15（テニス）		1	
				運動方法学演習16（ソフトボール）		1	

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 門 科 目	健康スポーツに 関する科目	健康運動 支援 関連科目	運動処方		2	(卒業要件) 106 単位以上 (必修 16 単位、選択科目から 90 単位以上) 修得
				運動負荷試験		2	
				測定評価		2	
				健康体力づくり論		2	
				健康産業施設等現場実習		2	
				健康運動総合演習Ⅰ		2	
				健康運動総合演習Ⅱ		2	
			生涯スポーツ 支援関連科目	地域スポーツ実践演習Ⅰ		4	
				地域スポーツ実践演習Ⅱ		4	
				レクリエーション支援論		2	
				レクリエーション支援演習		2	
				アダプテッド・スポーツ論		2	
				発育発達論		2	
				子どもの運動とスポーツ		2	
				高齢者の健康と運動		2	
				リハビリテーション論		2	
		キャリアデザイン 関連科目		キャリアデザイン基礎演習		2	
				キャリアデザイン実践演習		4	
		教職課程に 関する科目		保健体育科教育法Ⅰ		2	
				保健体育科教育法Ⅱ		2	
				保健体育科教育法Ⅲ		2	
				保健体育科教育法Ⅳ		2	
				<u>教育基礎論</u>		<u>2</u>	
				<u>教職論</u>		<u>2</u>	
				<u>教育制度論</u>		<u>2</u>	
				<u>教育心理学</u>		<u>2</u>	
				<u>特別の支援を要する児童・生徒の理解</u>		<u>1</u>	
				<u>教育課程・評価論</u>		<u>1</u>	
				<u>道徳教育指導論</u>		<u>2</u>	
				<u>総合的な学習の時間の指導法</u>		<u>1</u>	
				<u>特別活動論</u>		<u>1</u>	
				<u>教育方法・技術論</u>		<u>1</u>	
				<u>情報通信技術の活用</u>		<u>1</u>	
				<u>生徒指導論</u>		<u>2</u>	
				<u>教育相談</u>		<u>2</u>	
				<u>進路指導論</u>		<u>1</u>	
				<u>教育実習事前事後指導</u>		<u>1</u>	
				教育実習		4	
				<u>教育実習(小)</u>		<u>4</u>	
				<u>教職実践演習(小・中・高)</u>		<u>2</u>	
				教育実習基礎演習		2	
				<u>小学校国語</u>		<u>1</u>	
				<u>小学校算数</u>		<u>1</u>	
				<u>小学校理科</u>		<u>1</u>	
				<u>小学校音楽</u>		<u>1</u>	
				<u>小学校家庭</u>		<u>1</u>	
				<u>小学校体育</u>		<u>1</u>	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
		教職課程に関する科目	<u>小学校英語</u> <u>小学校国語科指導法</u> <u>小学校社会科指導法</u> <u>小学校算数科指導法</u> <u>小学校理科指導法</u> <u>小学校生活科指導法</u> <u>小学校音楽科指導法</u> <u>小学校図画工作科指導法</u> <u>小学校家庭科指導法</u> <u>小学校体育科指導法</u> <u>小学校英語科指導法</u>		<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	(卒業要件) 106 単位以上 (必修 16 単位、選択科目から 90 単位以上) 修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 ただし、「社会福祉に関する科目群」及び「健康スポーツに関する科目群」からそれぞれ 10 単位以上修得すること。
計				16	243	
合 計				26	308	(卒業要件) 124 単位以上 (必修 26 単位、選択科目から 98 単位以上) 修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 1-4 リハビリテーション学科理学療法学専攻の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通教育科目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		(卒業要件) 17 単位以上 (必修 11 単位、選択科目から 6 単位以上) 修得
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門	2	2	
		現代社会と倫理			
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目は、 高校生対象科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本語 中級及び日本語上 級は、留学生対象科 目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues (世界事情)		2	
		医学英語		1	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンス の理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習		1	
計			11	65	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	基本科目	人間関係論	1		(卒業要件) 107 単位以上 (必修 107 単位) 修得
			リハビリテーション心理学	1		
			障害者福祉論		2	
			レクリエーション論		2	
			園芸療法実習		2	
			園芸論		2	
			園芸療法論		2	
			ガーデニング		2	
			公衆衛生学	2		
			関連職種連携論		2	
			教育基礎論		2	
			リハビリテーション教育学		2	
	専 門 基 礎 科 目	人体の構造 と機能及び 心身の発達	解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学実習	1		
			生理学Ⅰ	2		
			生理学Ⅱ	2		
			生理学実習	1		
			人間発達学	2		
			運動学Ⅰ	2		
			運動学Ⅱ	2		
			運動学実習	1		
	専 門 基 礎 科 目	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	病理学	1		
			内科学Ⅰ	1		
			内科学Ⅱ	1		
			老年学	1		
			整形外科Ⅰ	1		
			整形外科Ⅱ	1		
			神経内科学Ⅰ	1		
			神経内科学Ⅱ	1		
			小児科学	1		
			精神医学Ⅰ	1		
			精神医学Ⅱ		1	
			感染予防・救急法	1		
			臨床薬学の基礎	1		
			画像評価学	1		
			リハビリテーション栄養学	1		
			疾病予防と健康管理	1		
	専 門 基 礎 科 目	保健医療福祉と リハビリテーシ ョンの理念	リハビリテーション概論	2		
			リハビリテーション医療	2		

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	基礎理学療法学	理学療法学概論	1		(卒業要件) 107 単位以上（必修 107 単位）修得
			基礎理学療法学	2		
			理学療法学研究法	2		
			理学療法学研究法演習	1		
		理学療法管理学	理学療法管理学	2		
		理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	1		
			理学療法評価学Ⅱ	2		
			理学療法評価学Ⅲ	2		
			理学療法評価学実習	1		
		理学療法治療学	物理療法学	2		
			物理療法学演習	1		
			運動療法学	2		
			運動療法学実習	1		
			運動器障害理学療法学	2		
			運動器障害理学療法学実習	1		
			中枢神経障害理学療法学	2		
			神経筋障害理学療法学	2		
			神経障害理学療法学実習	1		
			内部障害理学療法学	2		
			内部障害理学療法学演習	1		
			発達障害理学療法学	2		
			発達障害理学療法学演習	1		
			老年期障害理学療法学	2		
			日常生活活動学	2		
			日常生活活動学実習	1		
			義肢装具学	2		
			理学療法学特論Ⅰ	1		
			理学療法学特論Ⅱ		1	
		地域理学療法学	地域理学療法学	2		
			地域理学療法学演習	1		
		臨床実習	臨床実習Ⅰ	1		
			臨床実習Ⅱ	1		
			臨床実習Ⅲ	4		
			臨床実習Ⅳ－1	7		
			臨床実習Ⅳ－2	7		
		卒業研究	卒業研究	2		
計			107	20		
合 計			118	85	(卒業要件) 124 単位以上（必修 118 単位、選択科目から 6 単位以上）修得 原則として、GPA(*)2.0 以上	

*GPA … Grade Point Average

別表 1-5 リハビリテーション学科作業療法学専攻の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通教育科目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		(卒業要件) 17 単位以上 (必修 11 単位、選択科目から 6 単位以上) 修得
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門	2	2	
		現代社会と倫理			
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目は、 高校生対象科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本語 中級及び日本語上 級は、留学生対象科 目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues (世界事情)		2	
		医学英語		1	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンス の理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習		1	
計			11	65	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	基本科目	人間関係論	1		(卒業要件) 107 単位以上 (必修 107 単位) 修得
			リハビリテーション心理学	1		
			障害者福祉論		2	
			レクリエーション論		2	
			園芸療法実習		2	
			園芸論		2	
			園芸療法論		2	
			ガーデニング		2	
			公衆衛生学	2		
			関連職種連携論		2	
			教育基礎論		2	
			リハビリテーション教育学		2	
		人体の構造 と機能及び 心身の発達	解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学実習	1		
			生理学Ⅰ	2		
			生理学Ⅱ	2		
			生理学実習	1		
			人間発達学	2		
			運動学	2		
			運動学演習	1		
		疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	病理学	1		
			内科学Ⅰ	1		
			内科学Ⅱ	1		
			老年学	1		
			整形外科Ⅰ	1		
			整形外科Ⅱ	1		
			神経内科学Ⅰ	1		
			神経内科学Ⅱ	1		
			小児科学	1		
			精神医学Ⅰ	1		
			精神医学Ⅱ	1		
			感染予防・救急法	1		
			臨床薬学の基礎	1		
			画像評価学	1		
			リハビリテーション栄養学	1		
			疾病予防と健康管理	1		
		保健医療福祉と リハビリテーシ ョンの理念	リハビリテーション概論	2		
			リハビリテーション医療	2		

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	基礎作業療法学	作業療法学概論	2	2	(卒業要件) 107 単位以上（必修 107 単位）修得
			基礎作業学	2		
			基礎作業学実習	1		
			基礎作業学演習	1		
			作業療法学研究法	1		
			作業療法学研究法演習			
		作業療法管理学	作業療法管理学	2		
		作業療法評価学	作業療法評価学概論	2		
			作業療法評価学演習Ⅰ	1		
			作業療法評価学演習Ⅱ	1		
			作業療法評価学実習	1		
		作業療法治療学	身体障害作業療法学	2	1	
			身体障害作業療法学演習	1		
			身体障害作業療法学実習	1		
			精神障害作業療法学	2		
			精神障害作業療法学演習	1		
			精神障害作業療法学実習	1		
			発達障害作業療法学	2		
			高齢期障害作業療法学	2		
			高齢期障害作業療法学演習Ⅰ	1		
			高齢期障害作業療法学演習Ⅱ	1		
			高次脳機能障害作業療法学	2		
			高次脳機能障害作業療法学演習	1		
			日常生活活動学	2		
			日常生活活動学演習	1		
			義肢装具学	2		
			作業療法技術学特論			
			作業療法総合演習Ⅰ	1		
			作業療法総合演習Ⅱ	1		
			作業療法総合演習Ⅲ	1		
			作業療法総括論	1		
		地域作業療法学	地域作業療法学	1		
			地域作業療法学演習	1		
			地域作業療法学実習	1		
			職業関連活動	1		
		臨床実習	臨床実習Ⅰ	1		
臨床実習Ⅱ	1					
臨床実習Ⅲ	4					
臨床実習Ⅳ－1	8					
臨床実習Ⅳ－2	8					
卒業研究	卒業研究	2				
計				107	21	
合 計				118	86	(卒業要件) 124 単位以上（必修 118 単位、選択科目から 6 単 位以上）修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 1-6 子ども学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通教育科目	キャリア形成	あすなろう（初年次教育含）	2		
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門		2	(卒業要件) 18 単位以上（必修 10 単位、選択科目から 8 単位以上）修得
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目 は、高校生対象 科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本 語中級及び日本 語上級は、留学生 対象科目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues（世界事情）		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの 理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習	1		
計			10	65	

学 科 目				単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	学部基幹科目			子ども学総論	2	(卒業要件) 106 単位以上（必修 18 単位、選択科目から 88 単位以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。
	学科基幹科目			教育基礎論	2	
				保育原理	2	
				発達心理学	2	
				特別支援教育総論	2	
	専 門 基 幹 科 目	(幼児教育)	教師論		2	
			幼児教育課程論		1	
			幼児教育方法論		1	
			幼児理解の理論と方法		1	
			保育内容総論		2	
			保育内容指導法（健康）		2	
			保育内容指導法（人間関係）		2	
			保育内容指導法（環境）		2	
			保育内容指導法（言葉）		2	
			保育内容指導法（表現）		2	
		(小学校教育)	教育行政学		2	
			カリキュラム論		2	
			教育方法の理論と実践		1	
			I C T 活用の理論と実践		1	
			道德教育の基本と実践		2	
			特別活動の指導		1	
			進路指導の理論と方法		1	
			生徒指導の理論と方法		1	
			教育相談の基礎と方法		2	
			特別の支援を要する子どもの理解		1	
			国語科指導法		2	
			社会科指導法		2	
			算数科指導法		2	
			理科指導法		2	
			生活科指導法		2	
			音楽科指導法		2	
			図画工作科指導法		2	
			家庭科指導法		2	
			体育科指導法		2	
			英語科指導法		2	
			総合的な学習の時間の指導		1	
			保育・教職実践演習（幼・小）		2	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 幹 科 目	特別支援教育学	知的障害者の心理・生理・病理		2	(卒業要件) 106 単位以上 (必修 18 単位、選択科目から 88 単位以上) 修得
			肢体不自由者の心理・生理・病理		2	
			病弱者の心理・生理・病理		2	
			知的障害者教育		2	
			肢体不自由者教育		2	
			肢体不自由者教育の理論と実際		2	
			病弱者教育		2	
			知的障害者教育総論		2	
		保 育 学	子ども家庭福祉		2	(履修方法) 選択科目のうち、10 単位 までは他学部他学科の専 門教育科目を修得するこ とができる。
			社会福祉		2	
			子ども家庭支援論		2	
			社会的養護Ⅰ		2	
			子ども家庭支援の心理学		2	
			子どもの理解と援助		1	
			子どもの保健		2	
			子どもの食と栄養		2	
			乳児保育Ⅰ		2	
			乳児保育Ⅱ		1	
			子どもの健康と安全		1	
			障害児保育		2	
			社会的養護Ⅱ		1	
			子育て支援 (基礎)		1	
		教科・領域	国語		2	書写を含む
			社会		2	
			算数		2	
			理科		2	
			生活		2	
			音楽		2	
			図画工作		2	
			家庭		2	
			体育		2	
			英語		2	
			幼児と健康		1	
			幼児と人間関係		1	
			幼児と環境		1	
			幼児と言葉		1	
			幼児と表現		1	
		実 習	保育実習Ⅰ (保育所・施設)		4	
			保育実習Ⅱ (保育所)		2	
			保育実習Ⅲ (施設)		2	
			保育実習指導Ⅰ		2	
			保育実習指導Ⅱ		1	
			保育実習指導Ⅲ		1	
			幼稚園教育実習Ⅰ		2	
			幼稚園教育実習Ⅱ		2	
			幼稚園教育実習指導		1	
			小学校教育実習		4	
			小学校教育実習指導		1	
			学校体験活動		1	
			特別支援教育実習指導		1	
			特別支援教育実習		2	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 展 開 科 目	子どもの表現と文化	子どもの文化		2	(卒業要件) 106 単位以上（必修 18 単位、選択科目から 88 単位以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。
			ピアノ		2	
			音楽（応用）		2	
			図画工作（応用）		2	
			体育（応用）		2	
			リズム表現指導法		2	
			造形表現指導法		2	
			音楽表現指導法		2	
		子どもの健康と福祉	環境教育論		2	
			子どもの食育		2	
			子どものストレスマネジメント論		2	
			学校ソーシャルワーク		2	
		教科の演習	子育て支援		2	
国語科演習			2			
社会科演習			2			
算数科演習			2			
障害児の支援	理科演習		2			
	視覚障害者教育総論		1			
	聴覚障害者の言語障害指導		1			
	重複障害者教育総論		1			
	発達障害者教育総論		2			
ゼミナール			あすなろう（発展）	2		
			子ども学演習	2		
卒業研究			卒業研究	4		
計				18	185	
合 計				28	250	(卒業要件) 124 単位以上（必修 28 単位、選択科目から 96 単位以上）修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表１－７ 心理カウンセリング学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第７条第２項関係）

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共 通 教 育 科 目	キャリア形成	あすなろう（初年次教育含）	2		
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門		2	(卒業要件) 18 単位以上（必修 10 単位、選択科目から 8 単位以上）修得
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目 は、高校生対象 科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本 語中級及び日本 語上級は、留学生 対象科目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues（世界事情）		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの 理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習	1		
計			10	65	

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
専 門 教 育 科 目	学部基幹科目		子ども学総論	2	専門基礎科目の選択科目より4単位以上修得すること。	
	学科基幹科目		○ 心理学概論	2		
			子ども家庭福祉	2		
			○ 臨床心理学概論	2		
	専門基礎科目	心理学基礎科目	○ 心理学研究法	2		2
			○ 心理学実験Ⅰ			2
			○ 心理学実験Ⅱ			2
			○ 心理学統計法			2
			○ 心理的アセスメント	2		
		心理支援基礎科目	カウンセリング演習Ⅰ カウンセリング演習Ⅱ	1 2		
	専門基幹科目	発達関連科目	命の尊厳			2
			現代社会と家族機能			2
			○ 発達心理学			2
			乳幼児心理学			2
			児童・思春期・青年期の臨床心理学	2		
			高齢者心理学			2
基礎心理学・医学関連科目		○ 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ		2		
		○ 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ		2		
		○ 知覚・認知心理学		2		
		○ 学習・言語心理学		2		
	○ 感情・人格心理学		2			
	○ 神経・生理心理学		2			
	○ 健康・医療心理学		2			
	○ 精神疾患とその治療Ⅰ		2			
○ 精神疾患とその治療Ⅱ		2				
社会・産業心理学関連科目	○ 社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団心理学）		2			
	○ 社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族心理学）		2			
	○ 産業・組織心理学		2			
	コミュニティ心理学		2			
専門基幹科目	地域協働関連科目	○ 教育・学校心理学	2	2		
		○ 障害者・障害児心理学		2		
		○ 司法・犯罪心理学		2		
		○ 福祉心理学		2		
		○ 関係行政論		2		
		こころと宗教（宗教学概論）		2		
		死生学		2		
		学校ソーシャルワーク		2		
		子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）		2		
		臨床応用心理学関連科目		○ 心理学的支援法	1	
子どものストレスマネジメント論	2					
遊戯療法	2					
芸術療法Ⅰ（箱庭療法・コラージュ療法）	2					
芸術療法Ⅱ（心理劇）	1					
臨床動作法の理論と実践	2					
認知行動療法	2					
精神分析学	2					

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考	
				必修	選択		
専 門 展 開 教 育 科 目	専 門 展 開 科 目	心理学実践 領域実習	関連職種連携論 ○ 公認心理師の職責 ○ 心理演習 ○ 心理実習 学校インターンシップ		2 1 2 2 4	(卒業要件) 106 単位以上（必修 28 単位、専門基礎科目の選択科目から 4 単位以上、専門基幹科目及び専門展開科目の選択科目から 74 単位以上）修得 (履修方法) 選択科目のうち、10 単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。	
		カルチャーと 心理関連科目	暮らしに潜む畏 子どもの文化 カルチャーと心 アニメ・映画・絵本と心理学		1 2 1 1		
		キャリア・ 文献科目	キャリアアップ講座 心理学文献講読		1 2		
	ゼミナール		セルフマネジメントゼミナールⅠ セルフマネジメントゼミナールⅡ 心理専門ゼミナール	1 1 2		(凡例) ○印科目は、公認心理師 国家試験の受験資格取得 に係る科目を示す。	
	卒業研究		卒業研究	4			
	計				28	90	
	合 計				38	155	(卒業要件) 124 単位以上（必修 38 単位、選択科目から 86 単位以上）修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 1－8 看護学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

学 科 目		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
共 通 教 育 科 目	キャリア形成	あすなろう（初年次教育含）	2		（卒業要件） 17 単位以上（必修 11 単位、選択科目から 6 単位以上）修得
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門	2		
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化		2	
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学		2	
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学		2	
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎		2	
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目 は、高校生対象 科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本 語中級及び日本 語上級は、留学生 対象科目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語		1	
		World Issues（世界事情）		2	
		医療英語		1	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの 理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習		1	
計			11	65	

学 科 目			授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	いのちの科学	看護形態機能学Ⅰ	2		(卒業要件) 109 単位以上（必修 101 単位、選択科目から 8 単位以上）修得 (凡例) ※印科目は、保健師国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。
			看護形態機能学Ⅱ	2		
			臨床薬理学	2		
			病態栄養学	2		
			病理学	2		
			病態治療学Ⅰ（呼吸・循環器）	2		
			病態治療学Ⅱ（消化器・泌尿器）	2		
			病態治療学Ⅲ（筋・骨格、感覚器、神経、難病）	2		
			病態治療学Ⅳ（小児・産婦人科、精神）	2		
			リハビリテーション学			
		健康支援と 社会保障の 仕組み	保健医療福祉行政論	2	2	
			公衆衛生学	2		
			※疫学			
			保健統計学	2		
	専門科目	基盤看護学 領域	看護学概論	2	2	
			看護理論学			
			看護過程論	2		
			フィジカルアセスメント	2		
			生活支援技術論	2		
			生活支援技術論演習	2		
			臨床関連技術論演習	2		
			生活支援論実習	1		
			看護過程論実習	2		
		看護実践学 領域	療養支援看護学概論	2	1	
			療養支援看護学方法論Ⅰ（急性）	2		
			療養支援看護学方法論Ⅱ（慢性）	2		
			看護診断論			
			療養支援看護学実習Ⅰ（急性）	2		
			療養支援看護学実習Ⅱ（慢性）	2		
			高齢者看護学概論	2		
			高齢者看護学方法論	2		
			高齢者看護学実習	3		
			次世代育成看護学概論Ⅰ（母性）	2		
			次世代育成看護学方法論Ⅰ（母性）	2		
			次世代育成看護学実習Ⅰ（母性）	2		
			次世代育成看護学概論Ⅱ（小児）	2		
			次世代育成看護学方法論Ⅱ（小児）	2		
			次世代育成看護学実習Ⅱ（小児）	2		

学 科 目				授 業 科 目	単位数		備 考
					必修	選択	
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	看護統合学領域	地域支援看護群	地域在宅看護学概論	2	（卒業要件） 109 単位以上（必修 101 単位、選択科目から 8 単位以上）修得 （凡例） ※印科目は、保健師国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。	
				地域在宅看護学方法論	2		
				地域在宅看護学実習	3		
				地域精神保健福祉看護学概論	2		
				地域精神保健福祉看護学方法論	2		
				地域精神保健福祉看護学実習	2		
				公衆衛生看護学概論	2		
				ヘルスプロモーション実習	1		
				関連職種連携論	2		
				家族看護学	2		
			看護管理・教育学群	看護倫理学	2		2
				看護教育学			
				医療安全管理論	1		
				看護管理学	1		
				看護学統合実習	3		
			看護探求群	卒業研究方法論	2		
				卒業研究	2		
			看護発展群	国際看護学	1		2
				災害看護学	1		
				助産学概論			
				※健康教育学			
				※学校保健概論			
				高度医療と看護			
				補完・代替医療			
				養護学概論			
				健康相談論			
		公衆衛生看護学領域	※公衆衛生看護学活動論Ⅰ		2	（凡例） ※印科目は、保健師国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。	
			※公衆衛生看護学活動論Ⅱ		1		
			※公衆衛生看護学方法論Ⅰ（技術演習）		2		
			※公衆衛生看護学方法論Ⅱ（地域診断）		2		
			※公衆衛生看護学管理論		1		
			※保健医療福祉行政展開論		2		
			※公衆衛生看護学実習Ⅰ（保健所）		1		
			※公衆衛生看護学実習Ⅱ（市町）		3		
計				101	37		
合 計				112	102	（卒業要件） 126 単位以上（必修 112 単位、選択科目（公衆衛生看護学領域を除く）から 14 単位以上）修得 原則として、GPA（※）2.0 以上	

*GPA … Grade Point Average

別表 1-9 デジタル社会共創学環の卒業に係わる授業科目及び単位数 (第7条第2項関係)

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通教育科目	キャリア形成	あすなろう (初年次教育含)	2		(卒業要件) 29 単位以上 (必修 21 単位、選択科目から 8 単位以上) 修得
		地球環境・SDGs 入門	2		
		関連職種連携入門		2	
	人間・文化・科学	心理学入門	2		
		現代社会と倫理		2	
		人間論と現代思想		2	
		文学と言語		2	
		生涯学習論		2	
		肥前の歴史と文化	2		
		脳と認知科学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		グローバル化と異文化共生		2	
		文化人類学	2		
		変わりゆく国際社会を生きる		2	
		多文化社会学	2		
		くらしと経済		2	
		ジェンダー論		2	
		生命のしくみ		2	
		生物と環境		2	
		身近な生活の化学		2	
		統計学の基礎	2		
		身近な世界の物理学		2	
		地球環境科学		2	
		健康スポーツ科学		2	
		フィットネス・スポーツ		1	
		ウェルネス・スポーツ		1	
	高大接続科目	栄養学へのとびら		1	※高大接続科目 は、高校生対象 科目とする。
		社会福祉学へのとびら		1	
		スポーツ科学へのとびら		1	
		リハビリテーション学へのとびら		1	
		保育学・教育学へのとびら		1	
		心理学へのとびら		1	
		看護学へのとびら		1	
		データサイエンスへのとびら		1	
	外国語による コミュニケーション 理解	英語コミュニケーションⅠ	1		※日本語初級、日本語 中級及び日本語上 級は、留学生対象科 目とする。
		英語コミュニケーションⅡ	1		
		SDGs 英語	1		
		World Issues (世界事情)		2	
		語学研修		1	
		中国語		1	
		韓国語		1	
		日本語初級		1	
		日本語中級		1	
		日本語上級		1	
	データサイエンスの 理解	データサイエンス入門	2		
		データサイエンス演習	1		
	情報リテラシー	情報処理演習	1		
計			21	54	

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目	社会学・社会福祉学関連	社会福祉原論Ⅰ	2		
		社会福祉原論Ⅱ		2	
		高齢者福祉論		2	
		児童・家庭福祉論		2	
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ		2	
		精神保健学Ⅰ		2	
		精神保健学Ⅱ		2	
		科学的介護論		2	
		社会学と社会システム	2		
		社会調査の基礎		2	
		アジアの社会と文化		2	
		ダイバーシティ論		2	
		多文化共生論		2	
		NPO・NGO 論		2	
		フィールドワーク論		2	
	心理学関連	発達心理学Ⅰ	2	2	(卒業要件) グローバルコース 96 単位以上（必修科目 37 単位、コース必修科目 16 単位及び選択科目（コース必修科目を除く）43 単位以上）修得
		発達心理学Ⅱ		2	
		臨床心理学概論			
		社会・集団心理学		2	
		産業・組織心理学		2	
		乳幼児心理学		2	
		高齢者心理学	2	2	
		福祉心理学		2	
		仮想空間と心理学			
		心理学と社会課題			
		暮らしに潜む異			
		心理データ解析法		2	
		フィールドワークスタディ		2	
	多文化理解	異文化理解		2	(凡例) ○印科目は、グローバルコース必修科目を示す。 ☆印科目は、情報メディアコース必修科目を示す。
		観光学入門		2	
		日本文化理解		2	
		観光ビジネス論		2	
		ホテルビジネス論		2	
		旅行業務		2	
		マーケット論		2	
		○ TOEICⅠ		1	
		○ TOEICⅡ		1	
		○ Academic EnglishⅠ		1	
		○ Academic EnglishⅡ		1	
		○ グローバルスタディーズ		2	
		グローバル経済とビジネス		2	
		グローバルリーダーシップ		2	
		○ English Camp		4	
		○ 留学準備演習		2	
		○ 留学		4	

学 科 目		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目	I C T 活用	情報メディア入門	2		(卒業要件) グローバルコース 96 単位以上 (必修科目 37 単位、コース必修科目 16 単位及び選択科目 (コース必修科目を除く) 43 単位以上) 修得
		情報メディア演習Ⅰ	1		
		情報メディア演習Ⅱ	1		
		情報メディア演習Ⅲ		1	
		情報メディア演習Ⅳ		1	
		☆情報数学入門		2	
		メタバース論	2		
		メタバース演習		1	
		データアナリティクス概論		2	
		☆情報ネットワーク論		2	
		情報ネットワーク演習		1	
		ソーシャルメディア論		2	
		AI とビッグデータ論		2	
		☆社会データ分析		2	
		社会データ分析演習		1	
		デジタルユニバーサルデザイン論		2	
		コンピュータのための物理学		2	
		映像制作の基本		2	
		映像制作演習		1	
		☆プログラム基礎論		2	
		アルゴリズムとデータ構造		2	
		リモート学習支援技術		2	
		e-sports 論	2		
		e-sports 演習		1	
		ウェブコンテンツ演習		1	
		グラフィックデザイン演習		1	
	コミュニケーション	☆文字と言葉		2	(凡例) ○印科目は、グローバルコース必修科目を示す。 ☆印科目は、情報メディアコース必修科目を示す。
		音楽とコミュニケーション		2	
		デジタル・コミュニケーション支援学概論	2		
		デジタル・コミュニケーション支援学演習		1	
		デジタル・コミュニケーション支援学特論		2	
		プレゼンテーション論	2		
		テレコミュニケーション倫理	2		
		教育とコミュニケーション		2	
		☆身体コミュニケーション		2	
		レクリエーション支援論		2	
レクリエーション支援演習		2			
課題探求	地域デザイン論		2		
	地域の食産業		2		
	食品栄養学		2		
	ボランティア活動		2		
	☆インターンシップ		2		
	PBL 特別演習	2			
	PBL ゼミナールⅠ	1			
	PBL ゼミナールⅡ	1			
	PBL ゼミナールⅢ	1			
	PBL ゼミナールⅣ	1			
卒業研究	4				
計			37	136	
合 計			58	190	(卒業要件) 125 単位以上 (必修 58 単位、選択科目からコース必修科目を含め 67 単位以上) 修得 原則として、GPA(*)2.0 以上

*GPA … Grade Point Average

別表 2-1 健康栄養学科の栄養教諭免許に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

学科	学科目	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
健康栄養学科	栄養に係る教育に関する科目	* 栄養教諭論	2		* 印は別表 1－1 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		* 学校食育指導論	2		
	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		
		教職論	2		
		教育制度論	2		
		教育心理学	2		
		特別の支援を要する児童・生徒の理解	1		
		教育課程・評価論	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2		
		総合的な学習の時間の指導法	1		
		特別活動論	1		
		教育方法・技術論	1		
		情報通信技術の活用	1		
		生徒指導論	2		
		教育相談	2		
	教育実践に関する科目	栄養教育実習事前事後指導	1		
		栄養教育実習	2		
		教職実践演習（栄養教諭）	2		
	計		29	0	

別表 2-2 社会福祉学科の高等学校福祉科免許に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
社会福祉学科	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	* 社会福祉原論Ⅰ	2		* 印は別表 1-2 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		* 社会福祉原論Ⅱ	2		
		* 社会保障論Ⅰ		2	
		* 社会保障論Ⅱ		2	
		* 公的扶助論		2	
		* 権利擁護を支える法制度		2	
		* 高齢者福祉論	2		
		* 児童・家庭福祉論	2		
		* 障害者福祉論	2		
		* ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		
		* ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	
		* 高齢者ソーシャルワーク		2	
		* 介護論	2		
		* 介護概論Ⅰ		2	
		* 介護概論Ⅱ		2	
		* 介護技術		1	
		* 基礎生活支援技術Ⅰ		1	
		* 基礎生活支援技術Ⅱ		1	
		* ソーシャルワーク実習Ⅰ		4	
		* 介護実習Ⅱ		2	
		* 介護実習Ⅳ		2	
	福 祉 学 科	* 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ	2		これら 3 科目より 1 科目 1 単位以上選択必修 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」については、 社会福祉施設等における介護実習を含む。 これら 3 科目より 1 科目 4 単位以上選択必修
		* ところとからだのしくみ		2	
		* 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ		2	
		* 認知症の理解Ⅱ		2	
		* 障害の理解		2	
		* 福祉科教育法Ⅰ	2		
		* 福祉科教育法Ⅱ	2		
		* 教育基礎論	2		
		教職論	2		
		* 教育制度論	2		
	福 祉 学 科	* 教育心理学	2		これら 3 科目より 1 科目 2 単位以上選択必修
		特別の支援を要する児童・生徒の理解	1		
		* 教育課程・評価論	1		
		総合的な学習の時間の指導法	1		
		特別活動論	1		
		教育方法・技術論	1		
		情報通信技術の活用	1		
		生徒指導論	2		
		教育相談	2		
		進路指導論	1		
	福 祉 学 科	教育実習事前事後指導	1		
		教育実習（高）	2		
		教職実践演習（小・中・高）	2		
	福 祉 学 科	* 生涯学習論		2	
		計	44	37	

別表 2-3 スポーツ健康福祉学科の中学校保健体育科免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	*運動方法学演習 1（体づくり）	1		*印は別表 1-3 に掲げている 授業科目と重複掲示を示す。
		*運動方法学演習 2（器械運動）	1		
		*運動方法学演習 3（陸上）	1		
		*運動方法学演習 4（水泳）	1		
		*運動方法学演習 5（バスケットボール）		1	これら 2 科目より 1 科目 1 単位選択必修
		*運動方法学演習 6（サッカー）		1	
		*運動方法学演習 7（柔道）		1	これら 2 科目より 1 科目 1 単位選択必修
		*運動方法学演習 8（剣道）		1	
		*運動方法学演習 9（ダンス）	1		
		*運動方法学演習 14（バレーボール）	1		
		*運動方法学演習 16（ソフトボール）	1		
		*運動学（運動方法学を含む）	2		
		*スポーツ社会学	2		
		*スポーツ心理学		2	これら 3 科目より 1 科目 2 単位選択必修
		*バイオメカニクス		2	
		*スポーツ行政学		2	
		*生理学（運動生理学を含む）	2		
		*スポーツ栄養学		2	
		*運動処方		2	
	健 康 福 祉 学 科	*衛生学（公衆衛生学を含む）	2		小児保健を含む
		*学校保健	2		
		*精神保健学Ⅰ	2		
		*精神保健学Ⅱ		2	
		*救急処置（学校安全を含む）	2		
		*保健体育科教育法Ⅰ	2		
		*保健体育科教育法Ⅱ	2		
		*保健体育科教育法Ⅲ	2		
		*保健体育科教育法Ⅳ	2		
		*教育基礎論	2		
	福 祉 学 科	*教職論	2		
		*教育制度論	2		
		*教育心理学	2		
		*特別の支援を要する児童・生徒の理解	1		
		*教育課程・評価論	1		
		*道徳教育指導論	2		
	の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	*総合的な学習の時間の指導法	1		
		*特別活動論	1		
		*教育方法・技術論	1		
		*情報通信技術の活用	1		
		*生徒指導論	2		
		*教育相談	2		
		*進路指導論	1		
	教 育 実 践 に 関 す る 科 目	*教育実習事前事後指導	1		
		*教育実習	4		
		教職実践演習（小・中・高）	2		
	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	*生涯学習論		2	
		*教育実習基礎演習		2	
	計		57	20	

別表 2-4 スポーツ健康福祉学科の高等学校保健体育科免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	*運動方法学演習 1（体づくり）	1		*印は別表 1-3 に掲げている 授業科目と重複掲示を示す。
		*運動方法学演習 2（器械運動）	1		
		*運動方法学演習 3（陸上）	1		
		*運動方法学演習 4（水泳）	1		
		*運動方法学演習 5（バスケットボール）		1	これら 2 科目より 1 科目 1 単位選択必修
		*運動方法学演習 6（サッカー）		1	
		*運動方法学演習 7（柔道）		1	これら 2 科目より 1 科目 1 単位選択必修
		*運動方法学演習 8（剣道）		1	
		*運動方法学演習 9（ダンス）	1		
		*運動方法学演習 14（バレーボール）	1		
		*運動方法学演習 16（ソフトボール）	1		
		*運動学（運動方法学を含む）	2		
		*スポーツ社会学	2		
		*スポーツ心理学		2	これら 3 科目より 1 科目 2 単位選択必修
		*バイオメカニクス		2	
		*スポーツ行政学		2	
		*生理学（運動生理学を含む）	2		
		*スポーツ栄養学		2	
		*運動処方		2	
	法 各 技術（情報通信 の活用を 含む）	*保健体育科教育法 I	2		
		*保健体育科教育法 II	2		
	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	*教育基礎論	2		
		*教職論	2		
		*教育制度論	2		
		*教育心理学	2		
		*特別の支援を要する児童・生徒の理解	1		
		*教育課程・評価論	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	*総合的な学習の時間の指導法	1		
		*特別活動論	1		
		*教育方法・技術論	1		
		*情報通信技術の活用	1		
		*生徒指導論	2		
		*教育相談	2		
		*進路指導論	1		
	教 育 実 践 に 関 す る 科 目	*教育実習事前事後指導	1		
		*教育実習	4		
		教職実践演習（小・中・高）	2		
	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	*生涯学習論		2	
		*教育実習基礎演習		2	
	計		51	20	

別表２－５（案） スポーツ健康福祉学科の小学校教諭免許に係る授業科目及び単位数（第７条第３項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	教科に関する専門的 事項	*小学校国語	<u>1</u>		書写を含む *印は別表１－３に掲げている授業科目 と重複掲示を示す。
		*小学校算数	<u>1</u>		
		*小学校理科	<u>1</u>		
		*小学校音楽	<u>1</u>		
		*小学校家庭	<u>1</u>		
		*小学校体育	<u>1</u>		
		*小学校英語	<u>1</u>		
	各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	*小学校国語科指導法	<u>1</u>		
		*小学校社会科指導法	<u>1</u>		
		*小学校算数科指導法	<u>1</u>		
		*小学校理科指導法	<u>1</u>		
		*小学校生活科指導法	<u>1</u>		
		*小学校音楽科指導法	<u>1</u>		
		*小学校図画工作科指導法	<u>1</u>		
		*小学校家庭科指導法	<u>1</u>		
		*小学校体育科指導法	<u>1</u>		
		*小学校英語科指導法	<u>1</u>		
	教育の基礎的理解 に関する科目	*教育基礎論	<u>2</u>		
		*教職論	<u>2</u>		
		*教育制度論	<u>2</u>		
		*教育心理学	<u>2</u>		
		*特別の支援を要する児童・生徒の理解	<u>1</u>		
		*教育課程・評価論	<u>1</u>		
	道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	*道徳教育指導論	<u>2</u>		
		*総合的な学習の時間の指導法	<u>1</u>		
		*特別活動論	<u>1</u>		
		*教育方法・技術論	<u>1</u>		
		*情報通信技術の活用	<u>1</u>		
		*生徒指導論	<u>2</u>		
		*教育相談	<u>2</u>		
		*進路指導論	<u>1</u>		
	教育実践 に関する科目	*教育実習事前事後指導	<u>1</u>		
		*教育実習（小）	<u>4</u>		
		*教職実践演習（小・中・高）	<u>2</u>		
	大学が独 自に設定 する科目	*生涯学習論		<u>2</u>	
	計		45	<u>2</u>	

別表 2-6 子ども学科の幼稚園教諭免許に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

学科	学科目	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
子ども学	領域に関する専門的事項	* 幼児と健康	1		* 印は別表 1－6 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。	
		* 幼児と人間関係	1			
		* 幼児と環境	1			
		* 幼児と言葉	1			
		* 幼児と表現	1			
	(情報機器及び教材の活用を含む)保育内容の指導法	* 保育内容総論	2			
		* 保育内容指導法 (健康)	2			
		* 保育内容指導法 (人間関係)	2			
		* 保育内容指導法 (環境)	2			
		* 保育内容指導法 (言葉)	2			
		* 保育内容指導法 (表現)	2			
		* 音楽表現指導法		2		
		* 造形表現指導法		2		
	* リズム表現指導法		2			
	教育の基礎的理解に関する科目	* 教育基礎論	2			
		* 教師論	2			
		* 教育行政学	2			
		* 発達心理学	2			
		* 特別の支援を要する子どもの理解	1			
		* 幼児教育課程論	1			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	* 幼児教育方法論	1				
	* 幼児理解の理論と方法	1				
	* 教育相談の基礎と方法	2				
教育実践に関する科目	* 幼稚園教育実習指導	1				
	* 幼稚園教育実習Ⅰ	2				
	* 幼稚園教育実習Ⅱ	2				
	* 保育・教職実践演習 (幼・小)	2				
大学が独自に設定する科目	* 子ども学総論		2			
	* 生涯学習論		2			
	* 子ども家庭支援の心理学		2			
	* 子どもの文化		2			
	* 環境教育論		2			
	* 子どもの食育		2			
	* 学校ソーシャルワーク		2			
	* 子育て支援		2			
計		38	22			

別表 2-7 子ども学科の小学校教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
子 ど も 学 科	教科に関する専門的事項	*国語	2		書写を含む *印は別表1-6に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		*社会		2	
		*算数		2	
		*理科		2	
		*生活		2	
		*音楽		2	
		*ピアノ		2	
		*図画工作		2	
		*家庭		2	
		*体育		2	
		*英語		2	
		*国語科演習		2	
		*社会科演習		2	
		*算数科演習		2	
		*理科演習		2	
		*音楽（応用）		2	
		*図画工作（応用）		2	
		*体育（応用）		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	*国語科指導法	2		
		*社会科指導法	2		
		*算数科指導法	2		
		*理科指導法	2		
		*生活科指導法	2		
		*音楽科指導法	2		
		*図画工作科指導法	2		
		*家庭科指導法	2		
		*体育科指導法	2		
		*英語科指導法	2		
	教育の基礎的理解に関する科目	*教育基礎論	2		
		*教師論	2		
		*教育行政学	2		
		*発達心理学	2		
		*特別の支援を要する子どもの理解	1		
		*カリキュラム論	2		
	道徳、総合的な学習の時間、等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	*道徳教育の基本と実践	2		
		*総合的な学習の時間の指導	1		
		*特別活動の指導	1		
		*教育方法の理論と実践	1		
		*I C T活用の理論と実践	1		
		*生徒指導の理論と方法	1		
		*教育相談の基礎と方法	2		
		*進路指導の理論と方法	1		
	教育実践に関する科目	*小学校教育実習指導	1		
		*学校体験活動		1	
		*小学校教育実習	4		
		*保育・教職実践演習（幼・小）	2		
	大学が独自に設定する科目	*生涯学習論		2	
		*子ども学総論		2	
		*子どもの食育		2	
		*環境教育論		2	
	計		50	43	

別表２－８ 子ども学科の特別支援学校教諭免許に係る授業科目及び単位数（第７条第３項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
子 ど も 学 科	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	*特別支援教育総論	2		*印は別表１－６に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		*知的障害者の心理・生理・病理	2		
		*肢体不自由者の心理・生理・病理	2		
		*病弱者の心理・生理・病理	2		
		*知的障害者教育	2		
		*肢体不自由者教育	2		
		*肢体不自由者教育の理論と実際	2		
		*病弱者教育	2		
		*知的障害者教育総論	2		
		*視覚障害者教育総論	1		
		*聴覚障害者の言語障害指導	1		
		*重複障害者教育総論	1		
		*発達障害者教育総論	2		
		*特別支援教育実習指導	1		
		*特別支援教育実習	2		
		計	26		

別表２－９の１ 子ども学科の保育士資格（別表第１ 児童福祉法施行規則第６条の２の３ 第１項第３号の指定保育士養成施設の就業教科目及び単位数並びに履修方法）に係る授業科目及び単位数（第７条第３項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
子ども学	保育の本質・目的に関する科目	*保育原理	2		*印は別表1－6に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		*教育基礎論	2		
		*子ども家庭福祉	2		
		*社会福祉	2		
		*子ども家庭支援論	2		
		*社会的養護Ⅰ	2		
		*教師論	2		
	保育の対象の理解に関する科目	*発達心理学	2		
		*子ども家庭支援の心理学	2		
		*子どもの理解と援助	1		
		*子どもの保健	2		
		*子どもの食と栄養	2		
	保育の内容・方法に関する科目	*幼児教育課程論		1	
		*幼児教育方法論		1	
		*保育内容総論	2		
		*保育内容指導法（健康）		2	
		*保育内容指導法（人間関係）		2	
		*保育内容指導法（環境）		2	
		*保育内容指導法（言葉）		2	
		*保育内容指導法（表現）		2	
		*幼児と健康	1		
		*幼児と人間関係	1		
		*幼児と環境	1		
		*幼児と言葉	1		
		*幼児と表現	1		
		*乳児保育Ⅰ	2		
		*乳児保育Ⅱ	1		
		*子どもの健康と安全	1		
		*障害児保育	2		
		*社会的養護Ⅱ	1		
		*子育て支援（基礎）	1		
	保育実習	*保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4		
		*保育実習指導Ⅰ	2		
	総 合	*保育・教職実践演習（幼・小）	2		
	計		46	12	

別表２－９の２ 子ども学科の保育士資格（別表第２ 児童福祉法施行規則第６条の２の３第１項第３号の指定保育士養成施設の就業教科目及び単位数並びに履修方法）に係る授業科目及び単位数（第７条第３項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
子 ど も 学 科	保育の本質・目的に関する科目	*子ども学総論		2	*印は別表１－６に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
	保育の対象の理解に関する科目	*幼児理解の理論と方法		1	
	保育の内容・方法に関する科目	*ピアノ	2		
		*音楽表現指導法		2	
		*リズム表現指導法		2	
		*造形表現指導法		2	
		*音楽		2	
		*音楽（応用）		2	
		*図画工作		2	
		*図画工作（応用）		2	
		*体育		2	
		*体育（応用）		2	
		*教育相談の基礎と方法		2	
		*子どもの文化		2	
		*子どもの食育		2	
		*子育て支援		2	
	保育実習	*保育実習Ⅱ（保育所）		2	} 2単位以上選択必修
		*保育実習Ⅲ（施設）		2	
		*保育実習指導Ⅱ		1	} 1単位以上選択必修
		*保育実習指導Ⅲ		1	
	計		2	35	9単位以上選択必修 （必修及び選択必修単位数を含む）

別表 2-10 看護学科の養護教諭免許に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

学科	学科目	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
看護学科	養護に関する科目	*公衆衛生学	2		予防医学を含む
		*保健統計学	2		
		*学校保健概論	2		
		*養護学概論	2		
		*健康相談論	2		食品学を含む
		*病態栄養学	2		
		*看護形態機能学Ⅰ	2		
		*看護形態機能学Ⅱ	2		
		*臨床薬理学	2		*印は別表 1-8 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。
		*地域精神保健福祉看護学概論	2		
		*看護学概論	2		
		*生活支援技術論	2		
		*療養支援看護学概論		2	救急処置を含む 救急処置を含む
		*次世代育成看護学概論Ⅰ（母性）		2	
		*次世代育成看護学概論Ⅱ（小児）	2		
		*フィジカルアセスメント	2		
		*地域精神保健福祉看護学実習	2		
		*次世代育成看護学実習Ⅰ（母性）		2	
		*次世代育成看護学実習Ⅱ（小児）	2		
	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		
		教職論	2		
		教育制度論	2		
		教育心理学	2		
		特別の支援を要する児童・生徒の理解	1		
		教育課程・評価論	1		
	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳教育指導論	2		
		総合的な学習の時間の指導法	1		
		特別活動論	1		
		教育方法・技術論	1		
		情報通信技術の活用	1		
		生徒指導論	2		
		教育相談	2		
	教育実践に関する科目	養護実習事前事後指導	1		
		養護実習	4		
		教職実践演習（養護教諭）	2		
	大学が独自に設定する科目	*生涯学習論		2	
	計		59	8	